

令和8年 富士見町 条例

第 12 号

富士見町福祉委員設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月13日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町福祉委員設置条例の一部を改正する条例

富士見町福祉委員設置条例(昭和49年富士見町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「落合地区、境地区」を「落合・境地区」に改める。

別表を次のように改める。

別表

富士見地区	本郷地区	落合・境地区
御射山神戸	立沢(立沢広原含)	下蔦木
栗生	乙事	上蔦木
原の茶屋	瀬沢新田	神代
大平	桜ヶ丘	平岡
松目		机
若宮		先能
木之間		瀬沢
とちの木		小六
横吹		高森
花場		信濃境
休戸		烏帽子
塚平		池袋
富士見ヶ丘		田端
富士見		先達
南原山		葛窪(境広原含)
富ヶ丘		
富原		
富里		
富士見台		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。